

2022年6月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V2022年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V2022年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P11 [問6]解答	○（誤植）	×
P54 全文差し替え	<p>エ 令和3年度の改定率の改定</p> <p>令和3年度の改定の基礎となる物価変動率は0.0%（1.000）、名目手取り賃金変動率は▲0.1%（0.999）となった。また、調整率は▲0.1%（0.999）となった。</p> <p>調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが規定されている。また、マイナスの改定となるときは、調整率及び（基準年度以後）特別調整率は乗じないこととされている。令和3年度においては、上記の例外により新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定が行われることになった。なお、今回の改定で用いなかった調整率（▲0.1%）は、未調整分として翌年度以降に繰り越される。</p> <p>このように、改定の基準が</p>	<p>エ 令和4年度の改定率の改定</p> <p>令和4年度の改定の基礎となる物価変動率は▲0.2%（0.998）、名目手取り賃金変動率は▲0.4%（0.996）となった。また、調整率は▲0.2%（0.998）となった。</p> <p>調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが規定されている。また、マイナスの改定となるときは、調整率及び（基準年度以後）特別調整率は乗じないこととされている。令和4年度においては、上記の例外により新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定が行われることになった。なお、今回の改定で用いなかった調整率（▲0.2%）は、未調整分として翌年度以降に繰り越される（前年度分の未調整分と合わせると▲0.3%）。</p>

	「0.999」とされたことから、令和3年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者ともに、「1.000」（＝令和2年度の改定率（1.001）×「0.999」）とされた。	このように、改定の基準が「0.996」とされたことから、令和4年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者ともに、「0.996」（＝令和3年度の改定率（1.000）×「0.996」）とされた。
P84 ③厚年法の表中	令和3年4月時点	令和4年4月時点
	1,000分の <u>153.27</u>	1,000分の <u>156.81</u>
P92 延滞金の表下 ※2	令和3年中	令和4年中
	<u>1.5%</u> <u>8.8%</u> <u>2.5%</u>	<u>1.4%</u> <u>8.7%</u> <u>2.4%</u>
P96 [問2]	100分の <u>10</u> を乗じて得た額	100分の <u>55</u> （令和4年度から令和6年度までの各年度においては、100分の <u>10</u> ）を乗じて得た額
P107 厚年法 時効の起算日等		※5 を追加
		※5 保険給付の返還を受ける権利は、これを行行使することができるときから5年を経過したときは、時効によって、消滅する。
P120 [問2] 問題	<u>976,125</u> 円に端数処理を行った、 <u>976,100</u> 円となる。	<u>972,250</u> 円に端数処理を行った、 <u>972,300</u> 円となる。
P120 [問2] 解説	( <u>780,900</u> 円)を1.25倍した「 <u>976,125</u> 円」であり、これに端数処理は行わない。	( <u>777,800</u> 円)を1.25倍した「 <u>972,250</u> 円」であり、これに端数処理は行わない。
P122 厚年法 5,000円未満切捨て、5,000円以上は1万円に切上げ	支給停止調整額（46条）、 <u>支給停止調整開始額</u> 、 <u>支給停止調整変更額</u> （60歳台前半の在職老齢年金）（法附則11条）	支給停止調整額（46条）

・P84 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種類	額（令和4年）	額（令和5年）
月額保険料	16,590円（17,000円×0.976）	16,520円（17,000円×0.972）
付加保険料	400円	

・P86 ⑤ 徴収法の雇用保険率を差し替えてください。

雇用保険率 ※1	令和4年4月～令和4年9月 （令和4年度前期）	一般	9.5/1,000
		農林水産・清酒製造	11.5/1,000
		建設	12.5/1,000
	令和4年10月～令和5年3月 （令和4年度後期）	一般	13.5/1,000
		農林水産・清酒製造	15.5/1,000
		建設	16.5/1,000

※1 負担割合を差し替えてください。

令和4年4月～令和4年9月

	二事業 (事業主負担)	事業主 失業等給付・育児休業給付の保険料率	被保険者 失業等給付・育児休業給付の保険料率
一般の事業	3.5/1,000	3/1,000	3/1,000
特掲事業のうち農林水産業・清酒の製造の事業	3.5/1,000	4/1,000	4/1,000
建設の事業	4.5/1,000	4/1,000	4/1,000

令和4年10月～令和5年3月

令和4年度4月～9月	二事業 (事業主負担)	事業主 失業等給付・育児休業給付の保険料率	被保険者 失業等給付・育児休業給付の保険料率
一般の事業	3.5/1,000	5/1,000	5/1,000
特掲事業のうち農林水産業・清酒の製造の事業	3.5/1,000	6/1,000	6/1,000
建設の事業	4.5/1,000	6/1,000	6/1,000

・P98 雇用法の国庫負担の表と※1を差し替えてください。

		費用の種類	国庫負担
雇用法 (66条・67条)	失業等給付に要する費用	就職支援法事業（職業訓練受講給付金を除く）に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費	毎年度、予算の範囲内
		雇用保険二事業（就職支援法事業を除く）	国庫負担なし
		職業訓練受講給付金	2分の1 注①
		① 求職者給付（②及び③を除く）	40分の1（雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は4分の1）※1
		② 日雇労働求職者給付金	30分の1（雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は3分の1）
		③ 高年齢求職者給付金	国庫負担なし
		④ 就職促進給付	国庫負担なし
		⑤ 教育訓練給付	国庫負担なし
		⑥ 雇用継続給付（介護休業給付金に限る）	8分の1 注②
		⑦ 高年齢雇用継続給付	国庫負担なし

	育児休業給付	育児休業給付金	8分の1 注②
--	--------	---------	---------

※1 広域延長給付を受ける者の求職者給付については、30分の1（雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は3分の1）

注① 当分の間は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の100分の55に相当する額を負担する。

注② 当分の間は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の100分の55に相当する額（令和4年度から令和6年度までの各年度においては上記①の規定にかかわらず、100分の10に相当する額）を負担する。

社労士V2022年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P165 [間]	令和3年度 779,300円の100分の150 (令和3年度の額は780,900円 で誤植がありました)	令和4年度 777,800円の100分の150
P226 最下行追加		なお、配偶者が在職老齢年金の適用により、当該老齢厚生年金が全額支給停止されても、加給年金額は支給停止される。
P246 ① 在職老齢年金の表下	(令和3年度)	(令和4年度)
P256 支給額	(常時介護) 73,090円 (随時介護) 36,500円	(常時介護) 75,290円 (随時介護) 37,600円
P275 下から2行目	令和4年3月31日まで	令和7年3月31日まで
P276 下から10行目	令和4年3月31日まで	令和7年3月31日まで
P286 最下行	令和4年3月31日まで	令和7年3月31日まで
P292 3行目	令和4年3月31日以前	令和7年3月31日以前
P314 下から11行目	退職時改定について	在職時改定及び退職時改定について